

資本の状況（単体）

■ 資本金及び発行済株式総数

（単位：株、百万円）

年月日	発行済株式総数		資本金		資本準備金		摘要
	増減数	残高	増減額	残高	増減額	残高	
平成17年4月1日～ 平成18年3月31日	922,593.28	8,253,573.77	—	1,352,651	—	1,352,764	優先株式の普通株式への転換による第13回第四種優先株式107,087株減少、普通株式1,029,680.28株増加
平成18年1月31日	80,000	8,333,573.77	45,220	1,397,871	45,220	1,397,984	有償一般募集 普通株式 80,000株 発行価額 1,130千円 資本組入額 565千円
平成18年2月28日	40,700	8,374,273.77	23,005	1,420,877	23,005	1,420,989	有償第三者割当 普通株式 40,700株 発行価額 1,130千円 資本組入額 565千円
平成18年5月17日	△68,000	8,306,273.77	—	1,420,877	—	1,420,989	優先株式の取得及び消却による第一種優先株式35,000株減少、第二種優先株式33,000株減少
平成18年8月11日	—	8,306,273.77	—	1,420,877	△1,000,000	420,989	会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金に振り替え
平成18年9月1日	249,015	8,555,288.77	—	1,420,877	221,365	642,355	SMBCフレンド証券株式会社の完全子会社化に係る株式交換による普通株式の増加(交換比率1:0.0008)
平成18年9月6日	△67,000	8,488,288.77	—	1,420,877	—	642,355	優先株式の取得及び消却による第二種優先株式67,000株減少
平成18年9月29日	△439,534	8,048,754.77	—	1,420,877	—	642,355	優先株式の取得及び消却による第三種優先株式500,000株減少、第三種優先株式に係る取得請求権の行使による普通株式60,466株増加
平成18年10月11日	△195,000	7,853,754.77	—	1,420,877	—	642,355	優先株式の取得及び消却による第三種優先株式195,000株減少
平成20年4月30日	157,151	8,010,905.77	—	1,420,877	—	642,355	第5回第四種優先株式、第6回第四種優先株式、第7回第四種優先株式及び第8回第四種優先株式の全株式に係る取得請求権の行使による普通株式157,151株増加
平成20年5月16日	△16,700	7,994,205.77	—	1,420,877	—	642,355	第5回第四種優先株式、第6回第四種優先株式、第7回第四種優先株式及び第8回第四種優先株式の全株式消却による第四種優先株式16,700株減少
平成21年1月4日	781,189,672.23	789,183,878	—	1,420,877	—	642,355	普通株式1株につき100株の株式分割の実施による普通株式781,189,672.23株増加
平成21年6月22日	219,700,000	1,008,883,878	413,695	1,834,572	413,695	1,056,050	有償一般募集 普通株式 219,700,000株 発行価額 3,766円 資本組入額 1,883円
平成21年7月27日	8,931,300	1,017,815,178	16,817	1,851,389	16,817	1,072,868	有償第三者割当 普通株式 8,931,300株 発行価額 3,766円 資本組入額 1,883円
平成22年1月27日	340,000,000	1,357,815,178	459,477	2,310,867	459,477	1,532,345	有償一般募集 普通株式 340,000,000株 発行価額 2,702.81円 資本組入額 1,351.405円
平成22年1月28日	36,343,848	1,394,159,026	—	2,310,867	—	1,532,345	第1回第四種優先株式、第2回第四種優先株式、第3回第四種優先株式、第4回第四種優先株式、第9回第四種優先株式、第10回第四種優先株式、第11回第四種優先株式及び第12回第四種優先株式の全株式に係る取得請求権の行使による普通株式36,343,848株増加
平成22年2月8日	△33,400	1,394,125,626	—	2,310,867	—	1,532,345	第1回第四種優先株式、第2回第四種優先株式、第3回第四種優先株式、第4回第四種優先株式、第9回第四種優先株式、第10回第四種優先株式、第11回第四種優先株式及び第12回第四種優先株式の全株式消却による第四種優先株式33,400株減少
平成22年2月10日	20,000,000	1,414,125,626	27,028	2,337,895	27,028	1,559,374	有償第三者割当 普通株式 20,000,000株 発行価額 2,702.81円 資本組入額 1,351.405円

■株式の総数等

発行済株式の内容(平成22年3月31日現在)

普通株式	1,414,055,625株
第1回第六種優先株式	70,001株
計	1,414,125,626株

上場金融商品取引所名 東京証券取引所(市場第一部) 大阪証券取引所(市場第一部)
名古屋証券取引所(市場第一部)

■所有者別状況

①普通株式

区分	株主数	所有株式数	割合
政府及び地方公共団体	8人	4,926単元	0.03%
金融機関	430	4,033,863	28.57
金融商品取引業者	110	519,408	3.68
その他の法人	9,819	1,554,454	11.01
外国法人等(個人以外)	964	5,848,545	41.42
外国法人等(個人)	147	1,190	0.01
個人その他	356,146	2,157,496	15.28
計	367,624	14,119,882	100.00
単元未満株式の状況	—	2,067,425株	—

(注) 1. 自己株式3,730,100株は「個人その他」に37,301単元含まれております。
2. 「その他の法人」欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、28単元含まれております。
3. 1単元の株式数は100株であります。

②第1回第六種優先株式

区分	株主数	所有株式数	割合
金融機関	4人	70,001株	100.00%
計	4	70,001	100.00

■大株主

①普通株式

株主名	所有株式数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	87,907,618株	6.21%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	71,826,900	5.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	26,442,000	1.86
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 決済営業部)	21,990,703	1.55
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT CHINA TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行 東京支店)	18,141,191	1.28
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 決済営業部)	17,697,920	1.25
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 決済営業部)	17,664,774	1.24
日本生命保険相互会社	15,466,682	1.09
MELLON BANK, N.A. AS AGENT FOR ITS CLIENT MELLON OMNIBUS US PENSION (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 決済営業部)	14,761,477	1.04
THE CHASE MANHATTAN BANK 385036 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 決済営業部)	14,565,800	1.03
計	306,465,065	21.67

②第1回第六種優先株式

株主名	所有株式数	持株比率
住友生命保険相互会社	23,334株	33.33%
日本生命保険相互会社	20,000	28.57
三井生命保険株式会社	16,667	23.81
三井住友海上火災保険株式会社	10,000	14.29
計	70,001	100.00

(注) 株式会社三井住友銀行が所有している普通株式につきましては、会社法施行規則第67条の規定により議決権の行使が制限されております。

■新株予約権等の状況

当社は平成13年改正旧商法に基づき新株予約権を発行しております。

	平成22年3月31日現在
新株予約権の数	1,081個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	108,100株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 6,649円
新株予約権の行使期間	平成16年6月28日から平成24年6月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 6,649円 資本組入額 3,325円
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、権利行使時において当社または株式会社三井住友銀行の役職員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、当社または株式会社三井住友銀行の役職員の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 ②新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は、当社普通株式100株であります。
2. 払込金額は、新株予約権発行後に当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合(新株予約権の行使による場合を除く)は、次の算式により調整される。ただし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。
- $$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$
- また、払込金額は、株式の分割または併合の際にも適宜調整される。

■ストック・オプション制度の内容

- ①株式会社三井住友銀行が、平成14年6月27日開催の第1期定時株主総会の特別決議に基づいて平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権1,620個を発行していましたが、平成14年8月29日開催の取締役会において、同行の新株予約権者の利益を従来どおり確保する観点から、株式会社三井住友フィナンシャルグループが株式移転に際し、同行の発行した新株予約権1,620個に係る義務を次のとおり承継することを決定いたしました。また、上記新株予約権1,620個に係る義務を当社が承継することについて、同行の平成14年9月26日開催の第1回第一種優先株式、第2回第一種優先株式及び第五種優先株式に係る種類株主総会並びに平成14年9月27日開催の臨時株主総会(普通株式に係る種類株主総会を兼ねる。)において、承認可決されました。当該制度の内容は、次のとおりであります。

	平成14年6月27日
決議年月日	平成14年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社の役員 677人
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,620株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 673,000円
新株予約権の行使期間	平成16年6月28日から平成24年6月27日まで
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、権利行使時において当社または株式会社三井住友銀行の役職員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、当社または株式会社三井住友銀行の役職員の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 ②新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. 決議年月日は、株式会社三井住友銀行における発行決議日を記載しております。
2. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は1株であります。
3. 払込金額は、新株予約権発行後に当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合(新株予約権の行使による場合を除く)は、次の算式により調整される。ただし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。
- $$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$
- また、払込金額は、株式の分割または併合の際にも適宜調整される。

②会社法第361条及び第387条の規定に基づき、当社の取締役(社外取締役を除く。)及び監査役(社外監査役を除く。)に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等について、平成22年6月29日開催の定時株主総会において次のとおり決議しております。

決議年月日	平成22年6月29日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役(社外取締役を除く。)及び監査役(社外監査役を除く。)(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	当社の取締役(社外取締役を除く。)に対し総数100,000株を、監査役(社外監査役を除く。)に対し総数40,000株を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とする。(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	新株予約権を割り当てる日から30年以内の範囲で、当社取締役会において定める。
新株予約権の行使の条件	当社及び株式会社三井住友銀行の取締役、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した時点以降、新株予約権を行使することができるものとするなど、新株予約権の行使の条件については、当社取締役会において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 当社の執行役員、並びに株式会社三井住友銀行の取締役(社外取締役を除く。)、監査役(社外監査役を除く。)及び執行役員に対し、上記と同様、新株予約権を割り当てる予定であります。
 2. 当社の取締役(社外取締役を除く。)に対して割り当てる新株予約権の総数1,000個及び監査役(社外監査役を除く。)に対して割り当てる新株予約権の総数400個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の数の上限とする。
 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とし、付与株式数が調整された場合には、取締役(社外取締役を除く。)及び監査役(社外監査役を除く。)それぞれに交付する株式の総数につき、調整後の付与株式数に新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。
 付与株式数の調整は、当社が普通株式の株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合には、次の算式により行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

 また、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

■最近5年間の事業年度別最高・最低株価

(単位：円)

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
最高株価	1,370,000	1,390,000	1,210,000	9,640	4,520
最低株価	659,000	1,010,000	633,000	2,585	2,591

(注) 1. 上記は普通株式の株価であり、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
 2. 当社は、平成21年1月4日付で普通株式1株につき100株の株式分割を実施いたしました。平成20年度の最高・最低株価は、当該株式分割が期首に行われたと仮定した場合の株価を記載しております。
 3. 第1回第六種優先株式は、金融商品取引所に上場されておられません。

■最近6カ月間の月別最高・最低株価

(単位：円)

区分	平成21年10月	平成21年11月	平成21年12月	平成22年1月	平成22年2月	平成22年3月
最高株価	3,500	3,290	3,080	3,160	2,982	3,150
最低株価	2,960	2,610	2,630	2,591	2,767	2,848

(注) 1. 上記は普通株式の株価であり、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
 2. 第1回第六種優先株式は、金融商品取引所に上場されておられません。